

1. 適用日から起算して1年を経過する日までに登録申請された農薬

「農薬の登録申請に係る試験成績について」（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知（以下「8147号」という。）」の一部改正について」（平成26年5月15日付け26消安第532号農林水産省消費・安全局長通知（以下「8147号改正通知」という。）」の附則第2項及び「農薬の登録申請書等に添付する資料について」（平成14年1月10日付け13生産第3987号農林水産省生産局長通知）の一部改正について」（平成26年5月15日付け26消安第535号農林水産省消費・安全局長通知（以下「3987号改正通知」という。）」の附則第2項に基づき試験成績及び資料を提出する場合にあっては、製剤及び有効成分の評価に用いる試験成績及び資料のいずれについても、8147号改正通知及び3987号改正通知による改正前の8147号及び3987号の規定に基づく様式（以下「旧様式」という。）の例により試験成績及び資料を提出するものとする。この場合にあっては、①及び②によることができる。

- ① 試験成績及び資料については、英語で記載されている報告書を提出することができる。
- ② 8147号改正通知及び3987号改正通知による改正後の8147号及び3987号の規定に基づく様式（以下「新様式」という。）の確認表を製剤及び有効成分のいずれについても提出する場合、新様式の確認表を提出することができる。

2. 旧様式により試験成績及び資料を提出して現に登録を受けている農薬と同一の有効成分を含有する農薬

- (1) 旧様式により試験成績及び資料を提出して現に登録を受けている農薬と同一の有効成分（以下「旧有効成分」という。）のみを含有する農薬について8147号改正通知の附則第2項及び3987号改正通知の附則第2項に基づき試験成績及び資料を提出する場合にあっては、製剤及び有効成分の評価に用いる試験成績及び資料のいずれについても、旧様式の例により試験成績及び資料を提出するものとする。この場合にあっては、1. ①及び②によることができる。
- (2) 新様式により試験成績及び資料を提出して現に登録を受けている農薬と同一の有効成分（以下「新有効成分」という。）及び旧有効成分を含有する農薬について8147号改正通知の附則第2項及び3987号改正通知の附則第2項に基づき試験成績及び資料を提出する場合にあっては、旧有効成分の評価に用いる試験成績及び資料について旧様式の例により提出するものとする。この場合にあっては、1. ①及び②によることができる。